市政等資料番号
02-B03-26-2225

「第3次札幌市景観計画(案)」に対する意見の概要と札幌市の考え方について

1 意見募集の実施概要

(1) 意見募集の概要

札幌市では、市民・事業者・行政等が共有し、相互に連携して、持続的かつ計画的な良好な景観の形成に向けた取組を推進するため、景観形成の総合的な指針となる第3次札幌市景観計画(案)を取りまとめ、より良い計画にするため、市民の皆様のご意見を募集しました。お寄せいただいたご意見と、そのご意見に対する札幌市の考え方を公表いたします。

なお、ご意見は趣旨を損なわない範囲で取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

(2) 意見募集期間

令和8年(2026年)6月10日(水)から令和8年(2026年)7月13日(月)まで

(3) 意見募集方法

市公式ホームページのご意見入力フォーム、郵送、FAX、電子メール、持参

(4) 資料の配布・閲覧場所

・市役所本庁舎5階 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課
・市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
・各区役所 総務企画課(広聴係)
・各区まちづくりセンター
・市公式ホームページに掲載

2 パブリックコメントにおける意見の内訳等

(1) 意見提出者数・意見数

意見提出者数	9人
意見数	18件

(2) 意見提出者の年代の内訳

19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	未回答	合計
0	1	0	2	1	5	0	0	0	9

(3) 意見提出者の提出方法の内訳

意見フォーム	郵送	FAX	電子メール	持参	合計
6	3	0	0	0	9

（4） 意見内容の内訳

意見内容	件数
第1章　目的と位置づけ	1
第2章　この計画のポイント	1
第3章　札幌の景観の特徴	1
第4章　基本理念・目指す姿・基本姿勢	1
第5章　良好な景観の形成に関する方針	5
第6章　建築物等の景観誘導に関する取組	2
第7章　公共施設等に関する取組	0
第8章　景観資源の保全・活用に関する取組	0
第9章　地域ごとの景観まちづくりに関する取組	2
第10章　都市の魅力向上を目指す取組	2
第11章　計画の推進	0
その他のご意見	3

3　意見に基づく変更点

　市民の皆様からいただいたご意見をもとに、パブリックコメント時に公表した計画(案)を次のとおり変更いたしました。

変更点「第6章　建築物等の景観誘導に関する取組」に関するご意見

意見の概要	変更点
屋外広告物等の取組を応援する仕組みは事業者に限定せず、景観向上に貢献する個人や団体の活動も対象に広げるべきである。あわせて、それらの仕組みについては誰もが理解しやすいよう、わかりやすいガイドラインの策定を求める。	良好な景観形成の推進に当たっては、事業者の皆様のみならず、市民や地域団体の皆様による主体的な取組が不可欠であると認識しております。ご意見を踏まえ、以下のページの記述を修正しました。 6－6　普及啓発(P59) 【変更前】 また、より良いデザインの屋外広告物の掲出を誘導するため、屋外広告物を対象とした表彰制度等といった事業者の取組を応援する仕組みの構築を検討します。 【変更後】 また、より良いデザインの建築物等の誘導や幅広い景観に関する取組の広がりに向けて、屋外広告物を対象とした表彰制度といった事業者や市民の景観形成の向上に貢献する取組を応援する仕組みの構築を検討します。

4　意見の概要及び当該意見に対する札幌市の考え方

パブリックコメントに寄せられたご意見の概要と札幌市の考え方は以下のとおりです(「3 意見に基づく変更点」に掲載した意見も含む)。なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない範囲で取りまとめ、要約して「意見の概要」欄に示しておりますことをご了承ください。

(1)「第1章　目的と位置づけ」に関するご意見

	意見の概要	札幌市の考え方
1	景観は住民の生活や文化の蓄積によって育まれるものであり、先人の思いを尊重しつつ、場当たり的な経済性を排して住民自らが維持・更新できる街づくりを推進すべきである。	ご意見のとおり、良好な景観は人々の暮らしにより培われた歴史や文化を反映していくことでその魅力が高まるものであり、また、「1-1　計画策定の目的」に記載のとおり、良好な景観はこのまちに暮らしているすべての人たちの理解と様々な取組によって形作られるものであると認識しております。 そのため、「4-2　札幌の良好な景観の形成に当たって目指す姿」では、都市の成り立ちを大切にすることや、活動や営みが変化を重ねてまち全体の魅力が高まっていることを「良好な景観の形成に当たって目指す姿」とし、実現に向けた取組を推進していきます。

(2)「第2章　この計画のポイント」に関するご意見

	意見の概要	札幌市の考え方
2	建築物と一体となった太陽光パネルの導入は効率的と考えるが、未使用の市有地については、将来の環境変化やパネルの廃棄コストを考慮し、設備設置よりも一時的な植林等を行う方が得策である。	脱炭素社会の実現に向けては、エネルギー消費を減らし、エネルギーの有効活用を図ることに加え、必要なエネルギーについては、再生可能エネルギーへ変換を図っていくことが重要と考えており、未利用地への太陽光発電設備等の導入に当たっては、地域の環境や景観への配慮について検討の上、進めてまいります。いただいたご意見については、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。

(3)「第3章　札幌の景観の特徴」に関するご意見

	意見の概要	札幌市の考え方
3	札幌には、都心部の碁盤の目の街路、方角を示す通りからの山への眺望、豪雪に対応した地下空間など、「札幌らしさ」があった。しかし、近年の高層化によりその個性が失われつつあるため、時代の変化に応じつつも歴史的背景と「札幌らしさ」を確固たる基軸に据えた景観計画としてほしい。	札幌の都市骨格である碁盤の目の街路や、そこから望む山並みへの眺望、雪と共存した街並みなどは、先人から受け継いだ貴重な景観資源であり、次世代へ継承すべき「札幌らしさ」の根幹であると認識しております。本計画の見直しにおいては、都心部の再開発等が進む中でも、主要な視点場からの山並みへの眺望(ビスタ)の創出や、建築物の低層部における歩行者空間の形成、圧迫感の低減などを通じて、「札幌らしさ」をより感じられる景観形成を推進してまいります。

（4）「第4章　基本理念・目指す姿・基本姿勢」に関するご意見

	意見の概要	札幌市の考え方
4	歴史的建築物の保全のため、固定資産税の減税や活用支援により所有者負担を軽減し、維持を働きかけるべきである。解体が避けられない場合は一部保存を図るとともに、計画変更が可能な早期段階で情報を公表し、市民意見を確認してほしい。	歴史的な建造物は、まちの記憶を伝える貴重な資産であり、民間が所有するものも数多くあることから、所有者の権利を尊重することを前提としつつ、地域社会全体でその価値を共有し、取り組んでいく必要があると認識しております。 このため、札幌市景観計画（本計画）に基づく景観資源の指定・登録制度による歴史的な建造物の保全・活用の実施や、第2期札幌市文化財保存活用地域計画に基づく、文化財の保存・活用のための取組により、景観資源・文化財の持つ価値や魅力をより多くの人に伝える情報発信に努め、所有者を含めた地域社会全体で、これらの資源を後世に伝えていけるよう取り組んでまいります。

（5）「第5章　良好な景観の形成に関する方針」に関するご意見

	意見の概要	札幌市の考え方
5	住宅地や公共施設、教育施設に近接する高圧送電線・鉄塔や変電所は健康被害を及ぼし、環境を破壊している。送電線の地下埋設（地中化）を早期に進めるとともに、変電所周辺への緩衝地帯の設置等による環境整備を図るべきである。	本計画は良好な景観の形成を目的としており、鉄塔など大規模な工作物の設置に当たっては、目立たない色彩の選定や修景などにより、周囲との調和が図られるよう誘導してまいります。
6	全世代の外出意欲を促し、経済活性化と健康維持を推進するためには駅を起点とした散策や拠点間を巡りたくなるような、「街の回遊性」が重要である。	居心地が良く歩きたくなるまち（ウォーカブルシティ）の実現に向けて、「Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョン」を令和8年（2026年）3月に策定し、様々な取組を行うこととしており、地域のにぎわいと回遊性を高めるよう、本計画では景観資源の保全活用や、沿道の景観誘導などにより、景観形成を推進してまいります。
7	まちの中を路面電車が走る風景は札幌の特徴的な景観の一つである。また、路面電車は豪雪時には専用機材による集中除雪で早期開通できる優れた冬期交通機能を持つと考える。	ご意見のとおり、路面電車が走る風景は、「札幌らしさ」の特徴的な景観であると認識しております。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
8	スウェーデン等の道路構造を参考に、車道・軽車両専用レーン・停車帯・出島状の歩道を組み合わせ、樹木をバランスよく配置した道路景観を提案する。安全性向上や景観の美しさだけでなく、冬期には軽車両レーンを堆雪スペースとして活用できる雪国特有のメリットが見込める。	場所の魅力につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図る方針とし、取組を進めて参ります。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
9	除雪への過度な公的コスト投入を抑えるべきである。主要道路の早期開通と堆雪スペースを考慮した道路設計を進めるとともに、マンション等に対して敷地内の堆雪スペース確保を求める独自条例の制定や、一時的な除雪は住民主体の除雪協力	安心・安全で持続可能な冬の道路環境の実現をめざし、「札幌市冬のみちづくりプラン2018」を策定し、取組を進めています。いただいたご意見については、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。

	を促すなど、安全と最低限の経済活動の維持をまちづくりの段階で計画していくべき。	

（6）「第6章　建築物等の景観誘導に関する取組」に関するご意見

	意見の概要	札幌市の考え方
10	ビル壁面等に設置される大型の立体ホログラム・3Dデジタルサイネージ広告は、歩行者への過度な威圧感や交通事故を誘発する危険性があるため、設置を禁止すべきである。	近年普及が進む大型デジタルサイネージ等につきましては、情報の伝達力が高い一方で、誘目性が高く、光害や視覚的刺激の過多、交通安全上の影響が懸念されております。 そのため、周囲の景観との調和が図られるデジタルサイネージの表示方法や設置場所、輝度等のガイドライン等の策定を慎重に検討してまいります。
11	屋外広告物等の取組を応援する仕組みは事業者に限定せず、景観向上に貢献する個人や団体の活動も対象に広げるべきである。あわせて、それらの仕組みについては誰もが理解しやすいよう、わかりやすいガイドラインを策定してほしい。	良好な景観形成の推進に当たっては、事業者の皆様のみならず、市民や地域団体の皆様による主体的な取組が不可欠であると認識しております。ご意見を踏まえ、以下のページの記述を修正しました。 6－6　普及啓発（P59） 【変更前】 また、より良いデザインの屋外広告物の掲出を誘導するため、屋外広告物を対象とした表彰制度等といった事業者の取組を応援する仕組みの構築を検討します。 【変更後】 また、より良いデザインの建築物等の誘導や幅広い景観に関する取組の広がりに向けて、屋外広告物を対象とした表彰制度といった事業者や市民の景観形成の向上に貢献する取組を応援する仕組みの構築を検討します。

（7）「第9章　地域ごとの景観まちづくりに関する取組」に関するご意見

	意見の概要	札幌市の考え方
12	豊平館等の歴史的建造物に対する「観光客向け」という市民の距離感を解消するため、市民主催のイベント利用や講習等のサポートを充実すべきである。また、「景観まちづくり助成金」の対象や条件などの具体的な情報（検討中の場合は現在の進捗状況）を公開してほしい。	歴史的建造物のうち、時計台・豊平館など市所有の一部の文化財では、市民の方がコンサートやイベントなどで利用できる貸室事業を行っています。いただいたご意見を踏まえ、より多くの市民の方が、文化財に親しむことができるよう活用の取組を検討してまいります。また、景観まちづくり助成金などの市民の方の取組の支援に関しては、わかりやすい情報の提供に取り組んでまいります。
13	古い家屋の解体に伴い立派な庭木が伐採され、跡地がマンションや駐車場になることで街の景観が損なわれている。一定規模の大木を保護・存続させる条例等の仕組みや、建築時の緑化率の指定、さらに温暖化対策にも有効な「樹冠被覆率」に着目した緑地確保を推進してほしい。	市街地の象徴的な景観を創りだすとともに、札幌の歴史を物語る貴重な樹木などは、景観重要樹木等の制度により、所有者の協力のもと保全を進めてまいります。 また、一定規模以上の開発行為については、緑の保全と創出に関する条例に基づき緑化を義務付け、札幌の緑を守り育て、健康で文化的な生活を営む上で必要な緑豊かな都市環境の創出に取り組んでおります。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考にさせていただきます。

（8）「第10章　都市の魅力向上を目指す取組」に関するご意見

	意見の概要	札幌市の考え方
14	都心部の交差点では、夜8～9時の店舗閉店後に周囲が暗くなり横断歩道等の通行に危険が生じている。終電時刻（23:59頃）までは、帰宅者や深夜の旅行者の安全確保と快適な夜間景観維持のため、店舗等の照明継続点灯に対する電気代助成などの支援を行うべきである。	魅力的な夜間景観の創出においては、演出的な光だけでなく、夜間景観を楽しめるよう歩行者の安全・安心や防犯に配慮した基盤的な明かりの確保が重要であると認識しております。夜間の道路照明については、街路灯の適切な維持管理とともに、都心等における夜間の歩行環境の維持向上に取り組んでまいります。
15	過度な電力を使用する人工的なホワイトイルミネーションを廃止し、自然の雪景色そのものの魅力を観光PRの軸とすべきである。大通公園ではスケートや雪遊び等の体験型コーナーやプロによるウィンタースポーツのデモンストレーション等、雪国ならではのコンテンツでにぎわいを創出するとよい。	本市の冬の風物詩として親しまれている、さっぽろホワイトイルミネーションにおいては、電球のLED化や一部グリーン電力を活用するなど、環境配慮に努めているところであり、今後も雪との調和を図りながら実施してまいります。また、手軽に雪体験を楽しめることは、札幌の冬期観光の大きな魅力であるとともに、札幌らしい景観を形作るものと認識しており、雪の魅力を体感できるコンテンツの造成についても、関係機関と連携しながら引き続き検討してまいります。

（9）その他のご意見

	意見の概要	札幌市の考え方
16	資料PDFへの目次リンク設定や、Web上で直接入力完結できる意見投稿フォームの設置など、市民がストレスなく閲覧・投稿できるデジタル化を図るべきである。現状の印刷やメール送信の手間は意見公募のハードルを高めており、改善が必要である。	いただいたご意見については、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
17	札幌の街並みに不足している日本的な風景を取り戻すため、寒地住宅の構造性能と和風意匠を兼ね備えた低コスト建築技術の開発・産業育成を推進すべきである。産官学連携、道・国との連携、AI活用等を通じ、欧米の北方都市にはない独自の魅力を確立し、道外展開や国際的評価の獲得を目指す未来志向の取組をしてほしい。	積雪寒冷という北の風土の中で培われた歴史や文化・産業、豊かな自然が都市と近接しているという特徴を生かした景観形成を進め、次世代に引き継がれていくよう取り組んでまいります。いただいたご意見は今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。
18	景観計画案自体は理想に近い内容が描かれているが、行政の縦割りやハード（道路・建築物）優先により、他分野のまちづくり計画に反映されず孤立している。誰のための「札幌らしさ」かを問い直し、本計画を各種上位計画やマスタープランの「根本」として位置づけ、全庁で一体的に推し進めるべきである。	この景観計画は、第3次札幌市都市計画マスタープランの部門別の取組として関連付けられた計画であり、他の分野別計画と連携しながら取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後の取組に当たっての参考とさせていただきます。